

公立大学法人京都市立芸術大学教員の任期に関する規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、公立大学法人京都市立芸術大学の教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究組織及び職等)

第2条 任期を定めて雇用することができる教員の教育研究組織、対象となる職並びにその者の任期及び再任に関する事項は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定により任期を定めて雇用された教員が、その任期中に公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則第18条第2号の規定に該当することにより退職することとなる場合における教員の任期は、別表に規定する任期にかかわらず、同号の規定に定める退職の日までの期間とする。

3 任期を定めて雇用された教員が昇任する場合は、当該昇給の発令日をもって新たな任期を付すものとする。

(任用される者の同意)

第3条 任期を定めて雇用する場合には、雇用される者の同意を得なければならない。

(業績審査)

第4条 第2条に定める再任の可否の決定は、当該教員の任期中の業績審査に基づき行うものとする。

2 前項の業績審査の実施に当たっては、その審査の方法、項目等審査に必要な事項については、当該教育研究組織において定めるものとする。

(規程の公表)

第5条 法人は、この規程を定め、又は改正したときは、これを公表するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

教育研究組織の名称	対象となる職	人数	任期	再任に関する事項
日本伝統音楽研究センター	教員	2名	5年	再任を妨げない。